



協議事項 2023-2024 第 5 回ガバナー協議会 2024/6/13

協議事項 1

件名：次期複合地区組織（案）について

澤 辰水

2024～2025 年度役員一覧表（案）P3～4

協議事項 2

件名：次期ガバナー協議会・役員連絡会議について

澤 辰水

①開催日程（案）

開催回	日 時	開催地・会場
第 1 回	2024 年 7 月 25 日（木）	岡山国際交流センター 岡山市
第 2 回	2024 年 10 月 25 日（金）	
第 3 回	2025 年 1 月 24 日（金）	
第 4 回	2025 年 3 月 28 日（金）	
第 5 回	2025 年 月 日（ ）	※必要に応じて開催

②第 1 回～5 回複合地区役員連絡会議の出席対象者(案)

※ガバナー協議会構成員と事務局運営委員会委員長・委員は各回とも原則対面出席

複合地区役員連絡会議 開催形式と出席対象者					
336 複合地区役員・国際協会役員・準地区役員	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
	REAL	REAL・WEB 選択可			未定
ガバナー協議会顧問（元国際理事）	○	○	○	○	
各委員会担当ガバナー・世話人	○	○	○	○	
LCIF 副エリアリーダー	○	○	○	○	
各委員会委員長／各コーディネーター	○	○	○	○	
各委員会副委員長／各副コーディネーター	○	○	○	○	
監査委員	○	○	○	○	
第一副地区ガバナー（5 回目はエレクトとして）	○	○	○	○	
第二副地区ガバナー（5 回目は次期第一副地区 G として）	○	○	○	○	
年次大会委員長	○	○	○	○	
キャビネット会計	○				
準地区各委員会委員長／コーディネーター	○				
次期 MD336 協議会議長予定者					
次期第二副地区ガバナー候補者					
次期事務局運営委員長予定者					
次期事務局運営委員（キャビネット幹事）予定者					
次期キャビネット会計予定者					
一般社団法人日本ライオンズ各委員会役員					
監査委員 ※監事委嘱年度（2 年）は兼務	○	○	○	○	
ライオン誌日本語版委員会委員	○	○	○	○	
国際大会委員会委員	○	○	○	○	
国際理事候補者資格審査委員会委員	○	○	○	○	
アラート委員会西日本統括リーダー	○	○	○	○	
アラート委員会班長	○	○	○	○	
アラート委員会副班長	○				

③旅費（交通費・宿泊費）について

複合地区役員の交通費のみを複合地区運営費から当日現金にて負担させていただく。

複合地区役員の宿泊費は準地区にてご負担いただく。

準地区委員長／コーディネーターの旅費（交通費・宿泊費）は準地区にてご負担いただく。

※ガバナー協議会役員連絡会議以外の MD336 主催各委員会についても同様

④懇親会登録料について

登録料は交通費と相殺、登録料額が交通費を上回る場合は当日現金にて集金させていただく。

個人名宛での領収証を当日お渡しする。

協議事項 3

件名：次期複合地区運営費会計予算（案）について

澤 辰水

336 複合地区運営費残高試算表（2024 年 5 月末締め分） P5
2024-2025 年度 336 複合地区運営費会計予算書（案） P6

協議事項 4

件名：コンプライアンス委員会設置と各種規程について

松岡 諒

①コンプライアンス委員会及びその規程

(3/22 開催第 4 回 MD336 会則委員会議事録より抜粋)

※松岡会則委員長より役員連絡会議の際に説明

日本ライオンズから各複合地区、各準地区においてコンプライアンス委員会の設置とそのための規程を整備するよう要請があり、336 複合地区における対応を検討して欲しいとの趣旨が説明された。

委員より、ガバナー協議会が個別の会員を縛る権限があるのはおかしいのではないか、紳士淑女の集まりであるはずのライオンズクラブでコンプライアンスを強調するのは矛盾があるのではないか、336 複合地区でそもそも必要性があるのかなど疑義が続出した。

336 複合地区としては、既存の会則委員会がコンプライアンスに関する決まりを周知徹底する役割を担うこと、この点について今後ガバナー協議会で確認することを決めた。準地区においても同様の対応とすることで一致した。

②緊急援助資金規定

※ガバナー協議会で承認を諮る

昨今、大規模災害が頻発しているが、その際に緊急援助資金委員会の委員が被災して緊急援助の実施ができない事態が想定される。

そのため、5 条に「(5) 緊急に援助を実施する必要がある、かつ、委員が被災するなどして上記

(2) の手続きを経ることができないときは、上記 (2) の手続きを経ずに委員長（ガバナー協議会議長）は援助を実施することができる。この場合、援助金額は 100 万円を超えることはできず、意思確認できる委員全体の賛成を要する。」と付け加えることを提案する。

今後、ガバナー協議会に提言し、次々回の複合地区大会での改正を目指す。

③委員会運営内視

※ガバナー協議会で承認を諮る

旅費の支給対象者の表現が分かりにくいため、4 条但し書の「顧問、委員長・コーディネーター、委員」を「役員」に変えるよう、今後、ガバナー協議会に提案する。

【MD336】 第 4 回委員会議事録（2024/03/22 開催） P7～8
日本ライオンズ松本会則委員長作成コンプライアンス規定及び委員会設置依頼 P9
日本ライオンズからのコンプライアンス委員会設置依頼 P10
日本ライオンズ会則委員会作成コンプライアンス規定（案） P11～15

協議事項 5

件名：事務局員退職制度について

澤 辰水

事務局員の退職金について、事務局給与規則第 11 条に規定されているが、現状と合致しておらず、今一度退職金規定を再確認したい。

第 11 条（退職金の支給範囲と算出）

満 3 年以上勤務し退職（解雇および本人の死亡を含む）した場合は、次の基準により基本給と勤務年数・倍率を乗じた退職金を支給する。ただし、懲戒解雇の場合は減給または支給しない。

勤務年数	倍率
3 年以上 10 年未満	1.0 か月
10 年以上 20 年未満	1.1 か月
20 年以上	1.2 か月

その他協議事項



2024～2025 年度
336 複合地区
ガバナー協議会・各委員会 役員一覧表（案） 6/3 現在

ガバナー協議会					
構成員 (兼緊急援助資金委員会)	議長	副議長	副議長	幹事	会計
	藤井 信英 B・岡山みらい	石井 淑雄 A・坂出白峰	上原 正樹 B・岡山西	神田 義満 D・防府	鳴戸 大二 C・広島鯉城
事務局運営委員会	委員長	委員 (キャビネット幹事)			
	松岡 哲也 B・岡山みらい	森崎 敏彦 A・坂出白峰	黒田 尊志 B・岡山西	宮川 千明 D・防府	西広 隆志 C・広島鯉城
顧問 (元国際理事)					
渡部 雅文 B・倉敷西		谷野 徹 D・下関西		名越 勉 B・倉吉	

※日本レベル会議には MD336 担当コーディネーターまたは委員として出席

複合地区各委員会				
各チーム・委員会		担当ガバナー 世話人	MD 委員長 MD コーディネーター	MD 副委員長 MD 副コーディネーター
LCIF		山崎 もとみ D・大田	高岡 英治 A・松山湯築	三口 巖 C・宮島口
GAT	GMT (GMA)	上原 正樹 B・岡山西	宮本 浩二 C・広島西北	篠原 孝尚 川田 博文 A・新居浜ひうち A・高松葵
	GLT	石井 淑雄 A・坂出白峰	西尾 慎一 B・鳥取	難波 進 高田 信吾 B・岡山あげは C・福山葦陽
	GST	澤 辰水 D・下関	畑中 隆之 B・岡山みらい	平 謙介 森田 安芸彦 C・福山新市 C・広島ニュー
	SCP FWT	神田 義満 D・防府	山崎 もとみ D・大田	岡田 和好 齊藤 由香 D・長門 B・岡山みらい
会則および付則・ 運営マニュアル編集		鳴戸 大二 C・広島鯉城	松岡 諒 C・福山久松	一宮 昭夫 A・北島
IT・M・ライオンズ情報		山崎 勝彦 A・高知	佐々木 孝之 B・岡山	志賀 光法 D・宇部新川
アラート		石井 淑雄 A・坂出白峰	西尾 慎一 B・鳥取	廿日出 一晴 C・呉安浦
YCE・国際関係・レオ		三島 英揮 C・福山東	小銭 和明 B・倉敷東	斎藤 明子 A・高知
青少年・ライオンズクエスト・ 薬物乱用防止・平和ポスター		三口 巖 C・宮島口	春木 扶佐子 A・鳴門	小沢 恭介 B・岡山
環境保全・保健福祉・ 献血・献眼・視聴覚		上原 正樹 B・岡山西	占部 智之 C・福山松永	植田 節雄 D・浜田
未来ビジョン		石井 淑雄 A・坂出白峰 上原 正樹 B・岡山西 鳴戸 大二 C・広島鯉城 神田 義満 D・防府	池原 堅 C・福山久松	向 和人 A・徳島すだち 榎本 明 B・総社雪舟 西本 義弘 C・広島 日下 眞二 D・出雲中央

複合地区監査 委員	弓場 秀俊 C・三原	山崎 勝彦 A・高知	第 71 回 年次大会委員長	大谷 博 B・岡山
-----------	---------------	---------------	-------------------	--------------



2024～2025 年度
336 複合地区内所属 各役員一覧表（案） 6/3 現在

一般社団法人日本ライオンズ役員・336 複合地区担当役員

理事会	副理事長	常務理事	監査				委員
	澤 辰水 D・下関	藤井 信英 B・岡山みらい					山崎 勝彦 A・高知
委員会	ライオン誌 日本語版委員会 委員		国際大会委員会委員			国際理事候補者 資格審査委員会 委員	
	佐々木 孝之 B・岡山		市村 通夫 A・鴨島			三口 巖 C・宮島口	
	アラート委員会						
	西日本統括リーダー	MD336 班長	MD336 副班長				
	畑中 隆之 B・岡山みらい	廿日出 一晴 C・呉安浦	織田 秀樹 A・東予	井上 哲孝 B・岡山みらい	田部 眞一郎 C・庄原	植田 節雄 D・浜田	

LCIF リーダーズ

LCIF 副エリアリーダー 336・337 担当	MD336 コーディネーター	MD336 副コーディネーター
橋本 充好 A・高知柏	高岡 英治 A・松山湯築	三口 巖 C・宮島口

336 複合地区各委員会 準地区コーディネーター・委員長

各チーム・委員会		準地区役員 ※複合・日本レベル会議出席時			
		GAT リーダー＝ガバナー LCIF コーディネーター＝ガバナー 各委員会委員＝準地区委員長（※未来ビジョン委員会委員＝第二副地区ガバナー） 各 GAT コーディネーター＝準地区コーディネーター			
		A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
LCIF		石井 淑雄 坂出白峰	上原 正樹 岡山西	鳴戸 大二 広島鯉城	神田 義満 防府
GAT	GMT (GMA)	真鍋 隆 こんびら	吉原 徹 岡山操山	宮本 浩二 広島西北	原田 瑞樹 松江
	GLT	真鍋 隆 こんびら	高尾 佳孝 境港	上田 隆政 三原	今井 久師 桜江
	GST	平田 治由 うたづ	住吉 孝文 玉野	横路 望 広島フェニックス	清水 敏昭 光
	SCP FWT	山形 ひろみ うたづ	岩崎 純子 岡山西	堀 葉子 広島中央	金子 勝 徳山中央
会則および付則・ 運営マニュアル編集		大河内 孝 観音寺	西尾 慎一 鳥取	高重 洋介 竹原	今井 久師 桜江
IT・M・ライオンズ情報		宮本 俊一 坂出白峰	松本 善文 境港	高橋 信也 広島西北	頃安 隆司 山口西京
アラート		出射 隆文 高松フェニックス	石井 浩二 岡山西	鳴輪 幸治 東広島	中川 和昌 岩国錦
YCE・国際関係・レオ		泉川 道広 坂出白峰	小川 太郎 岡山西	松坂 伊佐夫 府中中央	津森 一正 浜田亀山
青少年・ライオンズクエスト・ 薬物乱用防止・平和ポスター		曾根 昭一 三豊	小川 太郎 岡山西	沼田 聖 広島可部	川口 栄実 楠
環境保全・保健福祉・ 献血・献眼・視聴覚		東條 仁 こんびら	山田 隆嗣 津山衆楽	濱本 義樹 尾道向島	瀬来 清美 光
未来ビジョン		篠原 孝尚 新居浜ひうち	難波 進 岡山あげは	平 謙介 福山新市	岡田 和好 長門

336複合地区運営費 残高試算表(月次・5月分)

集計期間：2024/5/1～2024/5/31

	勘定科目	本年度予算	前月繰越	当月借方	当月貸方	決算額	実行率
収入	複合地区費	19,398,960	19,538,400	0	0	19,538,400	100.7%
	日本ライオンズ費	11,085,120	11,014,560	0	0	11,014,560	99.4%
	受取利息	250	128	0	0	128	51.2%
	雑収入	0	65,280	0	0	65,280	
	計	30,484,330	30,618,368	0	0	30,618,368	100.4%
支出	会議費	1,500,000	459,677	63,200	0	522,877	34.9%
	旅費交通費	7,000,000	5,826,540	305,349	10,000	6,121,889	87.5%
	図書印刷費	200,000	105,134	7,300	0	112,434	56.2%
	通信費	750,000	564,967	28,961	0	593,928	79.2%
	人件費	7,000,000	5,687,087	497,400	0	6,184,487	88.3%
	福利厚生費	20,000	14,982	0	0	14,982	74.9%
	慶弔費	50,000	20,790	0	0	20,790	41.6%
	家賃	1,600,000	1,326,339	133,925	0	1,460,264	91.3%
	事務用品費	300,000	234,870	20,680	0	255,550	85.2%
	日本ライオンズ費	11,085,120	11,014,560	0	0	11,014,560	99.4%
	退職積立金	360,000	300,000	30,000	0	330,000	91.7%
	雑費	100,000	40,804	0	0	40,804	40.8%
	予備費	2,000,000	0	0	0	0	0.0%
	支払手数料	100,000	38,720	4,620	0	43,340	43.3%
	法定福利費	1,200,000	1,075,337	73,536	0	1,148,873	95.7%
	消耗品費	300,000	137,951	0	0	137,951	46.0%
	交際費		162,456	0	0	162,456	
	計	33,565,120	27,010,214	1,164,971	10,000	28,165,185	83.9%

336複合地区運営費会計予算書(案)

【収入の部】

科目	2022-2023年度		2023-2024年度		2024-2025年度	
	予算	実行額	予算	備考	予算	備考
複合地区費（複合地区運営費） ※複合地区大会費を除く	19,656,000	20,617,300	19,398,960	2022-2023年度下半期会員実数 11,747名	19,069,680	2023-2024年度下半期会員実数11,551名
日本ライオンズ費	11,232,000	11,698,560	11,085,120	【2023-2024年度 上半期予測】 ※前年度下半期実数 - 200名 会員数見込み 11,547名 ・ 複合地区費(複合地区運営費) 11,547名×140円×6か月=¥9,699,480 ・ 日本ライオンズ費 11,547名×80円×6か月=¥5,542,560	10,896,960	【2024-2025年度 上半期予測】
受取利息	140	199	250		250	※前年度下半期実数 - 200名
雑収入	0	1,000	0		0	会員数見込み 11,351名
当期収入合計	30,888,140	32,317,059				・ 複合地区費(複合地区運営費)
前期繰越金	12,281,185	12,279,037				11,351名×140円×6か月=¥9,534,840
合 計(a)	43,169,325	44,596,096	30,484,330		29,966,890	・ 日本ライオンズ費 11,351名×80円×6か月=¥5,448,480
【支出の部】						
科目	予算	実行額	予算	備考	予算	備考
会議費	1,800,000	2,697,617	1,500,000		750,000	
旅費交通費	5,000,000	6,247,018	7,000,000		5,000,000	
図書印刷費	200,000	154,729	200,000		200,000	
通信費	750,000	771,415	750,000		750,000	
人件費	7,000,000	6,895,971	7,000,000		7,500,000	
福利厚生費	20,000	10,988	20,000	※事務局員2名分 健康診断受診料	20,000	※事務局員2名分 健康診断受診料
慶弔費	50,000	43,263	50,000		50,000	
家賃	1,600,000	1,590,282	1,600,000		1,600,000	
事務用品費	350,000	298,383	300,000		300,000	
日本ライオンズ費	11,232,000	11,698,560	11,085,120		10,896,960	11,351名×80円×6か月=¥5,448,480
退職積立金	360,000	360,000	360,000		360,000	
雑費	200,000	100,000	100,000		100,000	
予備費	200,000	66,330	2,000,000		600,000	
支払手数料	100,000	49,170	100,000		100,000	
法定福利費	1,200,000	1,267,520	1,200,000	①事務局員2名分 社会保険料約75,000円×12か月分 ②事務局員2名分 賞与分約120,000円×2回（6.12月） ①+②=約1,140,000円	1,350,000	①事務局員2名分 社会保険料約75,000円×12か月分 ②事務局員2名分 賞与分約200,000円×2回（6.12月） ①+②=約1,300,000円
消耗品費	300,000	193,519	300,000		300,000	
交際費					0	
当期支出合計(b)	30,362,000	32,444,765	33,565,120		29,876,960	
当期収支差額(a)-(b)	12,807,325	12,151,331	-3,080,790		89,930	
合 計	43,169,325	44,596,096	43,169,325			

※ 但し必要に応じて科目間流用を認めるものとする

2023～2024 年度
第 5 回 336 複合地区会則および付則・運営マニュアル編集委員会

議 事 録

開催日時：2024 年 3 月 22 日（金）16:00～17：15

開催場所：ホテルニューオータニ鳥取

開催形式：R E A L

出席者：次のとおり（敬称略）

役 職	氏 名
世話人	岡村 聖爾
委員長	松岡 諒
副委員長	一宮 昭夫
336-A 地区委員長	徳本 秀樹
336-B 地区委員長	西尾 慎一
336-C 地区委員長	鈴木 健吾
336-D 地区委員長	堀江 成

司会進行：松岡委員長

議事

第 1 開会挨拶（岡村世話人）

第 2 報告

1 複合会則等の改正

松岡委員長から、先般、複合地区会則改正の件で準地区の地区大会でも決議をするよう求める文書が日本ライオンズから各準地区に送付されたと思うが、複合地区会則は複合地区大会の決議事項であるので各準地区大会での決議は必要ないこと、その旨の案内が近日中に追送されることが説明された。

また、複合地区会則の改正について、地区ガバナー等の役割が変更されたこと、キャビネット会議において各コーディネーターに投票権が与えられたこと、禁忌事項について追加されたことが重要な変更点であると説明された。

2 運営マニュアル

松岡委員長から、運営マニュアルの注文部数が想定よりも大幅に少なかったこと、4 月の始めに順次発送されることが報告された。

第 3 議題

（各種規程についての検討）

1 コンプライアンス委員会及びその規程について

松岡委員長から、日本ライオンズから各複合地区、各準地区においてコンプライアンス委員会の設置とそのための規程を整備するよう要請があり、336 複合地区における対応を検討して欲しいと趣旨が説明された。

委員より、ガバナー協議会が個別の会員を縛る権限があるのか、周知するのが限度ではないか、委員会を立ち上げたとして協議会議長がその長に就くのはおかしいのではないか、紳士淑女の集まりであるはずのライオンズクラブでコンプライアンスを強調するのは矛盾があるのではないか、３３６複合地区でそもそも必要性があるのかなど疑義が続出した。

３３６複合地区としては、既存の会則委員会がコンプライアンスに関する決まりを周知徹底する役割を担うこと、この点について今後ガバナー協議会で確認することを決めた。準地区においても同様の対応とすることで一致した。

2 緊急援助資金規程

昨今の大規模災害が頻発しているが、その際に緊急援助資金委員会の委員が被災して緊急援助の実施ができない事態が想定される。

そのため、５条に「(５) 緊急に援助を実施する必要がある、かつ、委員が被災するなどして上記(２)の手続きを経ることができないときは、上記(２)の手続きを経ずに委員長(ガバナー協議会議長)は援助を実施することができる。この場合、援助金額は１００万円を超えることはできず、意思確認できる委員全員の賛成を要する。」と付け加えることを提案する。

今後、ガバナー協議会に提言し、次々回の複合地区大会での改正を目指す。

3 旅費規程

宿泊費支給基準の明確化、支給対象者の明確化、日本ライオンズから支給される旅費との棲み分けなど、協議を継続する。

4 委員会運営内規

旅費の支給対象者の表現が分かりにくいため、４条但し書の「顧問、委員長・コーディネーター、委員」を「役員」に変えるよう、今後、ガバナー協議会に提案する。

5 その他の規程

現時点で変更の必要は無いが、事務局給与規則の８条(役職手当)について、ガバナー協議会で議論が続いているようであり、会則委員会としてはガバナー協議会が議論を決定・確定した後に関係諸規則を整理する。

第３ 閉会挨拶(西尾委員)

○次回以降の委員会日程

未定

議事録作成者 松岡 諒

コンプライアンス規定（案）及び委員会設置についてのお願い

一般社団法人日本ライオンズ
会則委員会委員長 松本宰史

世界又日本社会においてもハラスメント等の社会問題が問われている時代であり、コンプライアンスに対する対応が問われています。

コンプライアンスとは、「法令遵守」に留まらず、社会的ルールを守り、企業倫理、社会規範・道徳に従い、公正・公平な意味合いなどが含まれ、社会的責任を果たすとしています。

ライオンズクラブ内においては、そもそもその必要性はないとの、ご意見も強くあります。正にその必要は無いのかもしれませんが。会員ひとり一人の崇高な心をお持ちで、会員間において共に協調し合い、その健全な組織力を活かし地域社会に奉仕をさせて頂いていると思います。そんなライオンズメンバーは地域社会のリーダーとして信頼され、ご活躍されているライオンであるから、コンプライアンスの必要はないと言う事かもしれません。

しかし、今の社会情勢においては、ハラスメント問題が全くないとは言い切れません。将来に備え、健全な組織としての規律や道徳を尊重し、地域社会から頼れるライオンズとしても、ハラスメント等を起こさない、また起きても自助力で解決できることを社会に対して示す必要があるかと思います。

以上から将来を見据えた中で、会則委員会では、コンプライアンス規定（案）を作成いたしました。委員会では何度も審議を重ねて参りましたが、まだ実践されていないため、どんな問題が起きそれらに対してこの規定で対応出来るのかも分かりません。

そこでお願いなのですが、このコンプライアンス規定（案）を基本とし、複合地区会則委員会（地区会則委員長を含む）の中で協議検討を行い、次年度に向けて実行できるように定め、コンプライアンス委員会を設置して頂きたいと思います。

コンプライアンス委員会は、1 年間の試用（パイロット）期間を経て、その結果を踏まえ翌年度には本採用として、コンプライアンス規定を年次大会で承認決議を行い本格的に稼働できるようにお願い申し上げます。

コンプライアンス委員会の構成員は 7 名前後とし、その中に会則委員長を加えて頂きたいと存じます。そして出来れば定期的な開催をお願いしたいと思います。

以上、ご配慮くださいますよう重ねてお願い申し上げます。



一般社団法人日本ライオンズ

〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目2-4 八重洲ノリオビル5階

Phone:(03)6262-1263 Fax(03)3241-4388 E-mail:japanlions@apost.plala.or.jp

日本ライオンズ発行<2022-23-会-20>

2024年5月16日

複合地区ガバナー協議会議長 各位

複合地区会則委員長 各位

一般社団法人日本ライオンズ

理事長 田名部 智之

会則委員会委員長 松本 宰史

コンプライアンス規定案のお送りと委員会設置についてのお願い

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、一般社団法人日本ライオンズ会則委員会では、前年度からの引き継ぎ事項である、コンプライアンス規定案制定について、慎重に協議を重ねてまいりました。

4月18日に開催されました第10回理事会にて、会則委員会で作成したコンプライアンス規定（案）を各複合地区へお送りし、24年7月より1年間を試用期間として運営を行っていただき次年度理事会にてフィードバックの上、25年7月からの運営を目標とすることが承認され、4月24日開催 第9回会則委員会にて各複合地区会則委員長の皆様へ周知されましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、各複合地区議長・各複合地区会則委員長の皆様におかれましては複合地区内での周知および協議、次年度からの試用期間の運営について何卒ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。なお、お送りしておりますコンプライアンス規定は原案となりますため、複合地区内でご協議を頂き地区に合わせて調整をいただければ幸いです。

敬具

記

・一般社団法人日本ライオンズ会則委員会作成
「コンプライアンス規定（案）」

・一般社団法人日本ライオンズ 松本会則委員長より
「コンプライアンス規定（案）及び委員会設置についてのお願い」

以上

はじめに

このコンプライアンス規程は、第1条目的に示しているとおり、罰則を与えることが目的ではなく、**規程**を定めることにより、健全な組織体制を維持するための抑止力になり、また、複合地区や準地区、クラブの独立性を尊重する事を基本とし、それぞれにコンプライアンス規程案を設置することにより、問題が発生した場合、事態が発展する前に速やかに解決するためでもあります。以上ご理解の上で規程および委員会の活用を考えて頂きたいと思います。規程内容の変更について複合地区と準地区に対応したものですので、マーカで示すものはどちらかを選択により対応できるような内容となっています。

〇〇〇地区

コンプライアンス規程（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、ライオンズ基本理念に基づきコンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することによりコンプライアンスの取り組みにより健全な組織体制を構築し、社会的信用の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 1 この規程において「コンプライアンス」とは、組織の運営や事業活動が法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む）、条例、定款、各種規程、自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会的基準をいう。

第2章 コンプライアンス推進体制

（体制）

第3条 1 コンプライアンス推進の最高責任者は、**（議長・地区ガバナー）**とする。

2 コンプライアンス活動のうち重要事項の決定は、委員会が行うこととする。

3 コンプライアンスに係わる運用を適切に行うために、最高責任者の下にコンプライアンス 委員会を設置する。

4 コンプライアンス委員会の委員長を **（議長・地区ガバナー）**とし、委員会メンバーは委員長が必要とする特別委員を加えることができる。

5 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス活動の窓口として設置す

る。

(コンプライアンス委員会)

第4条 コンプライアンス委員会は、次の権限をもつ。

- (1) コンプライアンスに係わる重要事項の調査、企画、立案
- (2) コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃についての審議
- (3) コンプライアンスに関する内部監査の計画、実施、評価、改善に関する審議
- (4) コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する審議
- (5) その他、コンプライアンスの取り組みにおいて必要と認められた事項の審
- (7) コンプライアンス通報（相談を含む。以下同じ）窓口業務

第3章 コンプライアンスへの取り組み

(役員及び構成員の義務)

第5条 1 役員及び構成員は、この規程の目的を踏まえ法令等を遵守する。また、ライオンズ必携に掲載されているライオンズ道徳綱領や禁忌事項及び必携掲載事項を遵守する。

2 役員及び構成員は、自らの職務を務めるにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) コンプライアンス及び法令等に違反する行為
- (2) 役員及び構成員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要 や許可、承認又は黙認
- (3) 役員及び構成員若しくはその他の者から依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾
- (4) 反社会的勢力との関係及び取引行為
- (5) 人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント行為
- (6) 国内外の官民を問わず汚職や賄賂等の禁止
- (7) 不当な取引制限（カルテル・入札談合等）の禁止
- (8) ライオンズで知りえる会員名簿並びにライオンズの機密情報を第三者に漏洩する行為

(内部通報)

第6条 1 コンプライアンス違反行為又はその疑いがあるという情報に接した役員

及び構成員は、速やかにその旨をコンプライアンス通報窓口（議長・地区ガバナー）へ通報するものとする。

- 2 コンプライアンス通報窓口担当者となる（議長・地区ガバナー）は、通報を受けた内容についてコンプライアンス委員会へ報告しなければならない。
- 3 コンプライアンス委員会は、通報を受けた内容についてコンプライアンス違反行為の事実関係を速やかに調査しなければならない。
- 4 コンプライアンス委員会は、調査内容に応じて専門の調査チームを設置することができる。
- 5 （複合地区・準地区）は、コンプライアンス違反行為につき通報したことを理由として、**除名及び解雇その他**いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。
- 6 （複合地区・準地区）は、通報したことを理由として、環境が悪化することのないように適切な措置を執らなければならない。尚、通報者等に対しての不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、それを行った者に対する処分を課することができる。
- 7 通報された内容及び調査で得られた個人情報を含むその他の情報について、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

（監査）

第7条 コンプライアンス委員会は、定期的に若しくは必要に応じて、コンプライアンス遵守状況について内部監査を実施する。

（教育・研修）

第8条 1 （複合地区・準地区）は、次に掲げる目的のため必要に応じて教育・研修を実施する。

- （1）コンプライアンスへの関心を高めること
- （2）コンプライアンスについての正しい知識を付与すること

2 教育・研修会の受講を命じられた役員と構成員は、正当な理由がない限り拒否することができない。

第4章 コンプライアンス違反の対応

（懲戒処分）

第9条 1 コンプライアンス委員会による調査、協議の結果後において、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合、また法律上の行政罰等による処分が課せられた場合には、当該行為に関与した者に対し、処分をコンプライアンス

ス委員会にて懲戒の種類を決定し、(複合は合同会議、準地区はキャビネット会議)において報告する。

- 2 コンプライアンス違反行為が未遂によるものであったとしても、明らかな意思に基づいて行われる恐れがあったと認められた場合には、程度に応じて適正な処分を課す。
- 3 コンプライアンス違反行為を自主的に申告した者に対しては、処分を減免することがある。

(免責の制限)

第 10 条 役員及び構成員が次に掲げることを理由に自らが行ったコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) ライオンズの利益を図る目的で行ったこと

(懲戒の種類)

第 11 条 懲戒の種類は、役員と構成員は次のとおりとする。

- (1) 注意：文書によって嚴重注意をし、将来を戒める
- (2) 謝罪：謝罪、反省文の提出、将来を戒める
- (3) 降格：役職の解任を(複合地区はガバナー協議会、準地区はキャビネット会議)において解任決議案を上程する。

(是正措置)

第 12 条 1 コンプライアンス違反行為が行われたことが明らかになった場合には、コンプライアンス委員会は当事者への指導・助言を行うと共に必要に応じて(複合地区はガバナー協議会、準地区はキャビネット会議)への勧告を行って 緊急停止・改善命令を発するよう促し、速やかな是正措置を講じなければならない。

2 コンプライアンス違反行為を行った者が(議長・地区ガバナー)であった場合、コンプライアンス委員会はその事実を(複合地区はガバナー協議会、準地区はキャビネット会議)に報告し、速やかに是正措置が講じられるように(複合地区はガバナー協議会、準地区はキャビネット会議)としての然るべき対応を促すことができる。

3 是正措置が講じられた後、コンプライアンス委員会は再発防止策を取り纏め、全ての役員及び構成員に対する指導・助言を行わなければならない。

第5章 雑 則

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、(複合は、ガバナー協議会、準地区はキャビネット会議)の決議による。

附則 この規程は、試用期間を経て2025年7月1日より施行する